

陳 情 文 書 表

(教育委員会)

受 理 番 号	4 4 9 9	受 理 年 月 日	令 和 8 年 1 月 11 日
件 名	学校園での両親間差別の解消		
要 旨	<p>夫婦の不仲が続き、突然3歳の娘を夫に連れ去られてから、娘との交流は途絶え、通っていた保育園から他の園へ転園され、転園先の園とは全く連絡を取ることもできず、保育園行事への参加は全くできなかった。小学校に入学したが、入学式はもちろん、学校行事への参加はできていない。何度か教頭先生と電話で話したが、学校側は児童の住所がある所へしか行事等の連絡はしないので二人でよく話し合っって納得するように決めていただきたいと言われた。</p> <p>しかし、同居親から一方的に学校行事や児童館等に関わることは控えるように強く言われ、話し合うことはできず、調停などでは学校行事への参加について前向きに検討するとなったとしても、状況の変化はなく、この間、学校や園と全く関わりが持てない状況である。</p> <p>については、学校園での両親間差別を解消するため、別居や親権がない状態でも、子供にとっては親であり、平等に両親が学校園へ関わりを持って行事に参加できるように、入退学・入退園時には、両親の自署を必要とし、両親へ学校行事等のお知らせをするなど、別居親の存在を児童の親であると尊重した対応をするように配慮することを願う。</p> <p>また、2026年4月に施行される改正民法での選択的共同親権化に向けて、改正民法の趣旨に鑑み、両親双方を一定平等に扱い、接近禁止命令等が出ていない別居親の行事参加等を原則認められるよう、別居親の行事参加についてガイドラインや判断基準をあらかじめ設定することを願う。</p>		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	文教はぐくみ委員会		